



令和 8 年 7 月 28 日に発生した「令和 8 年熊本地震」 被災者への資力を問わない 無料法律相談のご案内

令和 8 年 7 月 28 日に発生した「令和 8 年熊本地震」が、大規模災害の被災者に対する資力を問わない「被災者法律相談援助」の対象災害に指定されました。面談（出張相談・巡回相談を含む）、電話・オンラインによる相談が可能です。

（被災者法律相談援助は、法律相談を対象とした制度です。法律相談の結果、代理援助や書類等作成援助の利用を希望する場合、資力要件確認及び事前の審査が必要です。）

本制度は、専用の援助申込書・相談票書式の利用が必要であるなど、ご利用に一定の要件があります。ご不明な点がございましたら、お近くの法テラス地方事務所までお電話ください。

利用要件等チェックシート

☐	相談者	令和 8 年 7 月 28 日（発災日）において、災害救助法適用地域内に、住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民（又は我が国に住所を有し適法に在留する外国人）であること（法人は対象外）【詳しくは裏面の地図をご覧ください。】
☐	相談内容	生活の再建に当たり必要な法律相談であること （そのような関係があれば幅広く利用可能。ただし、刑事事件は対象外）
☐	相談回数	同一問題につき、一般法律相談援助、特定援助対象者法律相談援助と合わせて、3 回までの相談であること
☐	申込	令和 8 年 8 月 7 日から令和 9 年 7 月 27 日までの間に 被災者法律相談援助の申込みがなされていること
☐	専用書式の利用	被災者法律相談専用の援助申込書・相談票書式を利用していること （通常の一般法律相談援助の書式を利用した場合、資力要件を満たす方であれば法律相談費の支払不可） ※法テラスHPから専用書式をダウンロードできます。 トップページ＞ 弁護士・司法書士の方＞ 被災者支援・震災法律援助業務 【専用書式はこちら】 
☐	代理相談の場合の署名等	代理相談をすることについて、相当な方法により、本人の意思を確認する。 （意思確認が困難な場合、意思確認が困難な事情を相談票に記載する。） 援助申込書の各欄は次のとおり記載する。 氏名(自署)欄：本人の自署は不要。代理人が申込者本人の氏名を記入 代理人(来所者)の氏名（自署）欄：代理人の氏名の自署が必要 ※電話等相談援助における代理相談の場合、本人及び代理人の氏名は担当者が代筆 ※代理相談の場合も、被災者本人の相談回数（同一案件について 3 回まで）にカウントされるので注意
☐	個人情報提供同意	援助申込書上段記載の「個人情報の利用目的について」を説明し、相談者本人の同意を得る。 ※円滑で効果的な被災者支援を目的に、法テラスから弁護士会に相談者の個人情報を提供するため ※特に電話等相談援助の場合、相談者本人の手元に援助申込書がないため、丁寧な説明が必要
☐	相談担当弁護士・司法書士	民事法律扶助契約（従前の基本契約の場合、センター相談登録契約、事務所相談登録契約）を締結していること（被災者法律相談援助実施のための別途契約は不要）
☐	その他	出張相談・巡回相談を行う場合は、一定の要件のもと、事前に法テラス地方事務所長の承認を受けること

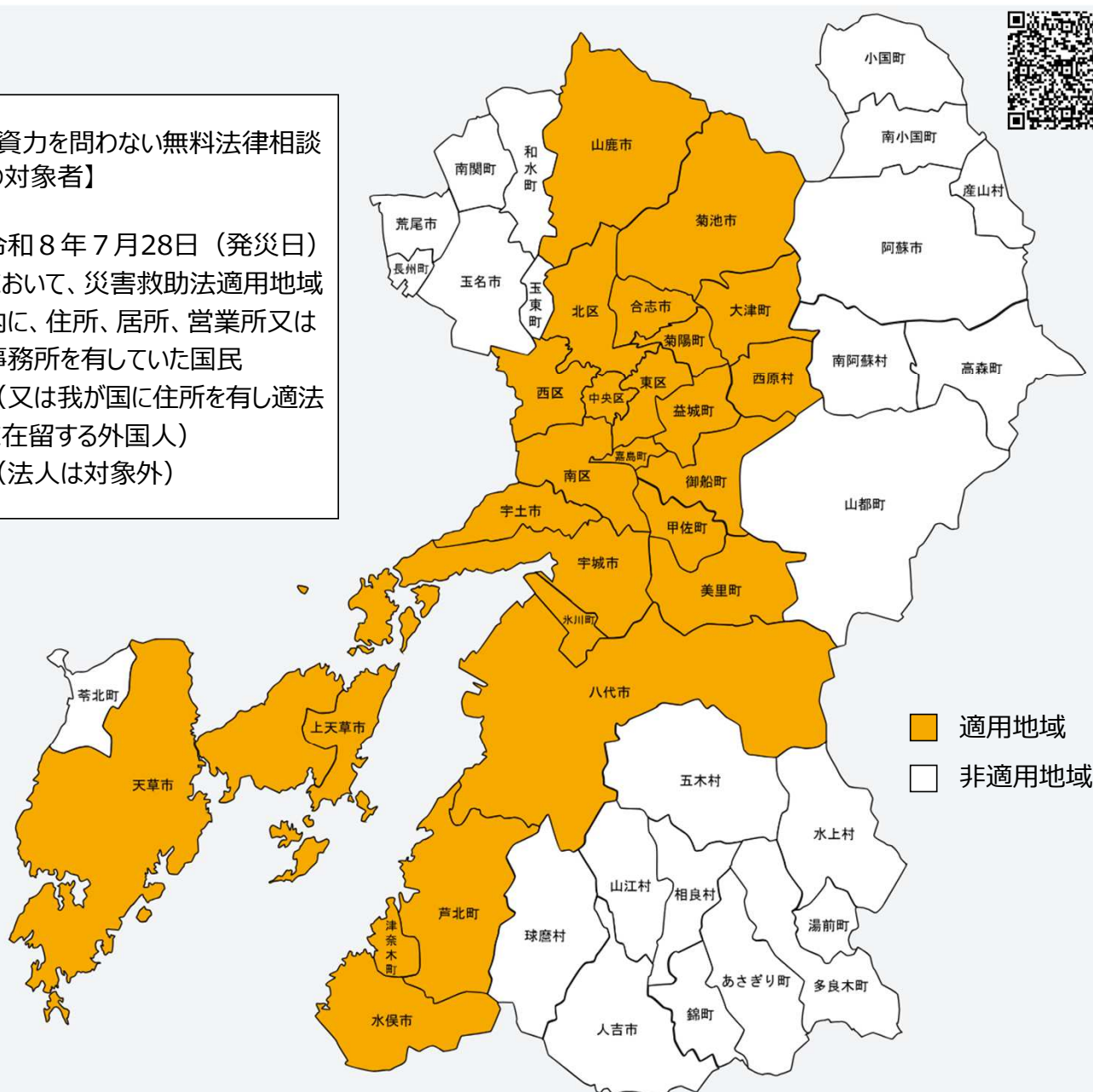
災害救助法適用地域

令和8年8月7日現在。

最新の災害救助法適用地域は、下記サイトからご確認ください。

【資力を問わない無料法律相談の対象者】

令和8年7月28日（発災日）
において、災害救助法適用地域
内に、住所、居所、営業所又は
事務所を有していた国民
（又は我が国に住所を有し適法
に在留する外国人）
（法人は対象外）



適用地域
非適用地域

熊本県

熊本市（くまとし）、八代市（やつしろし）、水俣市（みなまたし）、山鹿市（やまがし）、
菊池市（きくちし）、宇土市（うとし）、上天草市（かみあまくさし）、宇城市（うきし）、
天草市（あまくさし）、合志市（ごうしし）、下益城郡美里町（しもましきぐんみさとまち）、
菊池郡大津町（きくちぐんおおづまち）、菊池郡菊陽町（きくちぐんきくようまち）、
阿蘇郡西原村（あそぐんにしはらむら）、上益城郡御船町（かみましきぐんみふねまち）、
上益城郡嘉島町（かみましきぐんかしままち）、上益城郡益城町（かみましきぐんましきまち）、
上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち）、八代郡氷川町（やつしろぐんひかわちょう）、
葦北郡芦北町（あしきたぐんあしきたまち）、葦北郡津奈木町（あしきたぐんつなぎまち）